

傷病手当金の申請について

八王子市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症の療養のために国の通知に基づき傷病手当金の支給を行います。申請に際しては、以下の点をご確認いただき、手続きいただきますようお願いいたします。

※支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

(1)対象者

八王子市の国民健康保険の被保険者で給与等の支払を受けている方が以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服することができなくなった場合に対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染したとき
- ・発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

(2)申請等について

申請等の手続きに関して、以下の点にご理解とご協力をお願いします。

- ・申請の際は、事前に必ずお電話で相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、郵送での申請をお願いします。
- ・申請手続きに関するご相談やお問い合わせはお電話でお願いします。

(3)提出書類について

申請には以下の書類の提出が必要です。(記載例等を参考に記載してください。)

- ①国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- ②国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
- ③国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)※2
- ④誓約書兼同意書
- ⑤給与等の支払いが確認できる書類※3

※1 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※2 事業主記入用の申請書は、事業主に作成を依頼してください。また、新型コロナウイルス感染症のために療養した月を含む直近3ヶ月の給与及び就労日数の記載が必要です。

※3 新型コロナウイルス感染症のために療養した月を含む直近3ヶ月の給与明細や給与が振り込まれた通帳のコピーを提出して下さい。

(4)代理人が手続きをする場合等について

- ・代理人の方が手続きをする場合は、委任状を提出してください。
- ・委任状には代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

(5)支給額

直近3ヶ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×労務に服せなかった日数

※1日当たりの支給額(直近3ヶ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3)は30,889円(令和4年(2022年)4月1日現在)が上限となります。

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給対象とならない又は、支給額が減額される場合があります。

(6)支給対象

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった日。

(7)適用期間

令和2年(2020年)1月1日から令和4年(2022年)12月31日の間に発症した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができなかった期間。

ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで。

(8)支給決定等について

申請をいただいてから支給決定まで、1~2か月程度かかります。

(9)審査のための調査等について

申請内容の確認のため、事業主、医療機関へ調査及び照会を行う場合があります。

(10)傷病手当金の返還について

支給決定後に支給要件に該当しないことが判明した場合や過払いが生じた場合は、支給した傷病手当金を返還していただきます。

【問合わせ先】

八王子市 健康医療部 保険年金課 給付担当

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話042-620-7235(直通)